

与力の出張

町奉行所の管轄は江戸市中の朱引き線の中で、しかも武家屋敷や社寺内を除く町場だけとなっているが、時に遠国へ出張する事がある。

天保撰要類集、南撰要録をざっと見るだけでも、下記のような遠国出張の記録がある。

出立年月日	出張先	出張者		出張理由
天保4年	佐渡国相川	南	与力同心	永牢仰付られて佐渡に送られ、死亡した元オランダ通詞吉■忠次郎の死骸見分のため出張。
天保7年 7月27日	石見国浜田	南	吉田百助 同心2人	禁止されていた竹島へ渡海した一件で自殺した浜田藩の家老岡田秋斎の死骸見分のため出張。
		北	後藤三郎兵衛 同心2人	
天保8年 8月22日	摂津国大坂	南	仁杉五郎左衛門 同心2人	「大塩の乱」関係者で江戸の取調を終わった罪人達と護送と、大坂での判決申渡のため、江戸から役人が出張。
		北	谷村源左衛門 同心2人	
天保9年	丹波国柏原	南	与力同心	
天保12年 10月26日	三河国田原	北	中島嘉右衛門、磯貝七五郎 同心3人	在所蟄居の処分を受けていた渡辺華山が自殺したため死骸見分のため出張。

では、これらの与力遠国出張はどのようなものであったか、主に天保撰要類集、南撰要録の史料をもとに検証する。

出張手続

町奉行が遠国へ与力などを派遣する必要があると判断しても、即派遣とはならない。必ず同じような前例を調べ「〇〇守が奉行動役中、このような事案で与力を派遣している」と例を書き加え、「与力何人、同心何人を派遣するべきと思うが如何でしょうか？」

と上司の老中に伺い 書を提出し、老中からの指示の形で与力などの派遣を決定する。

出張規定などないから、出張の出立日、手当、道中および現地での服装など、すべて前例に照らして「こうしたいが如何か」と伺い書により承認を受けている。

出張の指示は年番与力からあらかじめ内意が伝えられ、後に奉行所内の内座という部屋で奉行から正式に申し渡す。

出張期間

遠国出張となると往復でかなりの日数がかかる。 検使などの場合は現地での滞在は2日か3日で用済み次第帰府することになっているので、多くの場合、出張期間のほとんどが往復の道中である。

天保7年の浜田出張を見ると

7月27日	江戸出立
8月24日	浜田到着
8月25-27日	検使
8月28日	浜田出立

とある。検使（検死）そのものは一日もかからずに終わるが関係者の取調、口上書の作成などで3日かかったようだ。

27日の夕方までに用事が済んだので翌28日に江戸に出立している。

浜田までの経路は京都から山陰道を行くのではなく、山陽道を通り、安芸から山越えて石州に入ったようだ。

出立の翌日、8月29日に安芸国山縣郡本地駅（宿）に泊り、報告書作成して早継で江戸へ送っている。

江戸到着日は不明であるが、往路と同じ日数がかかったとすれば9月25日頃の到着となる。実に2ヶ月間に及ぶ大旅行である。

ちなみに五郎左衛門の大坂出張は、8月22日出立、9月11日到着で片道およそ18日。罪人護送とは言え、随分ゆっくりとした行程である。

また渡辺華山死骸見分のため、三州田原へ出張した北町奉行所の与力一行の行程を見ると、

10月26日	江戸出立
11月 4日	田原到着
11月 5日	検使
11月 6日	田原出立
11月14日	復命報告

とある。 現地滞在は中一日だけである。

出張手当

天保12年、在所三河田原で自殺した渡辺華山の死骸検使のため出張した中島嘉右衛門他の出張手当（下されもの）について詳細に記録されている。

与力

- 一、被下金 拾両
- 一、路用 一日 金三分
- 一、宿代 一ヶ月 金壹兩貳分
- 一、御扶持方 十人扶持一倍
但、勤日数を以被下候

同心

- 一、被下金 三両
- 一、路用 一日 金壹分
- 一、宿代 一ヶ月 金貳分
- 一、御扶持方 三人扶持一倍
但、勤日数を以被下候

被下金はいわば支度金か。与力の年俸が80両（200石の40%、80石の金換算）程度である事を考えると10両の仕度金は大金である。

路用というのは、旅中の雑費だろうか。朝夕2食は宿で食べ、これは宿代に含まれる。荷物を運ぶのは宿継ぎの馬と人足が無料で提供される。雑費といえば、昼食代、茶店代、夜の酒代、川渡し賃、髭・月代剃り代、土産代などが考えられるが、一日一分（1000文）は十分な額といえる。

宿代は文字通り宿泊代だろう。幕府の役人が公務で旅をする場合、本陣などに一般より安い公定価格で泊まれた。

一両二分は銭にすると約6000文。一日あたり200文となる。一般の旅人の旅籠代が200文から300文程度であるから大差ない。

御扶持代は出張から帰ってから支給される手当で、10人扶持一倍とある。一倍は現代の2倍の意味であるから、例えば30日間の出張だと

$$10人 \times 2倍 \times 30日 \times 5合 = 3000合 = 3石$$

となる。

いずれにしても出張手当は通常の給与レベルに比べると破格であり、一回出張すると、かなりの金が残りそうである。

なお、この当時、役人が遠国へ出張するとなると日頃つきあいのある商人などからかなりの賚別が集まる。五郎左衛門の大坂出張の時は出入りの商人から50両の賚別を受用したと、後の判決書に記されている。これも約80両の年俸からすれば過大であり、現代で言えば何百万円の賚別をもらうことに相当する。

与力の遠国出張は若党と小者をそれぞれ一人程度は帯同するが、私的な従者なので、その旅費は上記の手当から支払われると考えられる。

宿継

出立前に道中宿継證文が与えられるが、これにより、道中の各宿場で携行物を運ぶための馬、人足が無料で提供される。

浜田出張の例では

<p>宿次證文</p> <p>馬七匹、人足七人、從江戸三河田原迄上下可出之、是者彼地御用遠山左衛門尉組与力中島嘉右衛門、磯貝七五郎、同心三人罷越候二付、四匹四人嘉右衛門、七五郎、同心三人江耆疋言人ツ、相渡之もの也</p> <p>天保十二丑年十月 越前守 印</p> <p>右宿中</p>	<p>水野越前守表御右筆組頭藤井釜之助を以御渡</p> <p>宿継證文</p> <p>馬七匹、人足七人、從江戸三河田原迄上下可出之、是者彼地御用遠山左衛門尉組与力中島嘉右衛門、磯貝七五郎、同心三人罷越候二付、四匹四人嘉右衛門、七五郎、同心三人江耆疋言人ツ、相渡之もの也</p> <p>天保十二丑年十月 越前守 印</p> <p>右宿中</p>
---	---

	左は実際の宿継證文 でなく、北町奉行所の 控
--	------------------------------

という道中宿継證文が与えられ、各宿場で
与力 1人に馬2疋 人足 2人
同心 1人に馬1疋、 人足 1人
が無料で提供された。

泊り宿

公用の幕府役人が道中で泊まる宿は本陣か脇本陣となっている。あらかじめ先触が行き、どの宿に泊まるか現地で決めさせる。

参勤交代の大名行列などがあれば本陣も脇本陣も宿泊できなくなるので一般の旅籠に泊まることもある。幕府役人といっても格が低い御家人の与力、同心が本陣や脇本陣に泊まれたかどうかは定かでない。

なお、現地に到着して先方（浜田、田原の例では領主）から宿を提供された場合には、その宿に泊まっても良いと許可を得ている。（田原の例）

帯同者

与力は若党二人、小者二人、同心も小者一人を帯同している。これらの帯同者には公費の旅費は支給されないの、これは上記の過大な出張旅費から支出されていたものと考えられる。

道中および現地での服装

三州田原出張の例では出発前に伺い書で

与力 堅袴、羽織

同心 堅袴、股引

を着用するよう指示されている。

先方からの贈り物

これも三州田原の例であるが、領主の三宅土佐守から

与力に 金700疋と上下地一反づつ

同心に 金1両 と上下地一反づつ

若党に 金200疋

小者に 金100疋

が贈られ、帰府後報告して受領を認められている。